
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.386 2024/1/10

1 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

11月30日、厚生労働省は健康・生活衛生局長名をもって各都道府県知事等宛て標記通知を發出した。その主な内容は次のとおり。食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第324号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されたところ。改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏がないようお願いします。

記

第1 趣旨

食品衛生法第18条第3項の規定に基づき政令で定める材質（合成樹脂をいう。以下同じ。）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量については、同条第1項の規格に定められたものでなければならないとされている。その規格を食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第196号。以下「令和2年告示」という。）により規格基準告示の別表第1（以下「ポジティブリスト」という。）に規定し、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行の日である令和2年6月1日（以下「平成30年改正施行日」という。）から適用している。ただし、令和2年告示においては、平成30年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものが同日から起算して5年を経過する日（令和7年5月31日）までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される原材料であって合成樹脂のものについては、ポジティブリストに掲げられているものとみなすことができるとする経過措置が設けられている。この経過措置が終了するまでの間に、平成30年改正施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質について規格基準告示中のポジティブリストの最終化を行うこととしていたところ、今般、当該リストが取りまとめられたため、規格基準告示の改正を行うものである。

第 主な内容

規格基準告示第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の8（ポジティブリストを含む。）の対象範囲を次のように整理したこと。

(1) 別表第1第1表は合成樹脂中の重合体であり分子量が1000以上のもの、かつ、

常温常圧で固形状のもの（以下「基材」という。）としたこと。また、使用可能食品区分、使用温度、特記事項の削除を行ったこと。

- (2) 別表第1第2表は原則として分子量が1000未満であり基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質（以下「添加剤」という。）を規定したこと。ただし、分子量が1000以上のものであっても、常温常圧で液状のもの又は特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するものについては添加剤として第2表に記載したこと。
- (3) 合成樹脂のポジティブリストの管理の対象範囲を整理したことによる削除、物質名の統合、制限の変更等を含む所要の改正を行ったこと。なお、官報掲載を省略した改正後のポジティブリストについては、令和5年11月30日から令和6年3月31日までの間は厚生労働省のホームページに、令和6年4月1日以降は生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により食品衛生基準行政が消費者庁に移管することに伴い、消費者庁のホームページに掲載する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001173796.pdf>

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第324号）

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1618967&c=38518&d=b53e>

食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和5年11月30日健生発1130第4号）

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1618968&c=38518&d=b53e>

食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について（令和5年11月30日健生食基発1130第1号）

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1618969&c=38518&d=b53e>

食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について（令和5年11月30日健生食基発1130第4号）

<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1618970&c=38518&d=b53e>

2 第8回食品ロス削減推進会議(2023年12月22日)

12月22日、消費者庁は、標記会議において、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめた。これらを令和6年度にかけて実行に移しつつ更に消費者や関係団体の意見を聞き検討を深め、令和6年度末を目途に閣議決定される基本方針の見直しに反映させ、令和12年度（2030年度）までの食品ロス削減目標の着実な達成に万全を期すこととするとされている。

具体的な施策の中(資料2、2ページ)に、「食品期限表示の在り方」として、平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、有識者から構成される検討会を設け、食品ロス削減の観点から見直すことが示されている。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/meeting_materials/review_meeting_002/035798.html